

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十八年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
新宅 一也	五條市丹原町六八三番地	五條市丹原町六三〇番	
益田 吉博	五條市滝町三五九番地	五條市南阿田町三七三番ほか二筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	奈良市都祁白石町六六四番ほか九筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	大和郡山市横田町四七四番	
南口 真弘	大和郡山市小泉町三七一番地三	大和郡山市小泉町二〇三番ほか七筆	

二 認可年月日

平成二十八年四月十九日